

主ナル演說要旨

関東合同労働組合

望月源治

我國ニ於テハ未ダ労働組合ト云フモノガ社會的ニ理解サレテ居ラナイ今迄ハ労働争議ト云フト不暇漢
 ガ喧嘩ヲナスルカノ如ク思ヒコレテ居ルモノハ甚ク遺憾テアル英國等ニ於テハ争議ヲ起ツタ場合ニ
 ハドケラガ正當ナルカト云フ事ヲヨリ研査シテ批判スルソトデスガ我國民モ如斯研査的態
 度ニ出テ其ライテイノデアリマス。吾々労働者生活ハ實ニ極下シテ居リマスガ吾々ハ徒ニ不
 満ヲ懷ク者デハナイ當然要求スベキ事シテラ要求ニテ居ルデアアル。今則チ吾安ノ職工諸君が要求
 シヨ各條項ハ當然過ナル程當然デアリマス。然ルニ之ヲ拒絶シヨト云フ事ハ實ニ極迷ナル工場主
 ト云フナケレバナリマセント述ベ各條項ニ就キ批判ヲ加ヘ。最後ニ今日ノ生産ガ労働者ノ力ニ依
 ツテ出来ル以上労働組合ノ生レルハ當然事デアリマス此ノ労働組合ガアル以上之ヲ認メタルト云フ
 事モ當然ノ事デアリマス若シ此ノ正當ナル組合ヲ認メヌト云フ資本家ガ有ルナラバ總
 テハ我國モ暗黒面ニナルデアリマセウ以上簡單ニ述ベマシメテ通り吾安工場職工諸君が要求
 ハ之ニ答ヘラレモト思ヒマス。諸君カラノ報告ニ依リマス工場主ハ解決方ヲ辯護士今村カ
 三郎氏ニ依頼シテ居ルト云フ事デアリマス労働争議ノ解決方法ハ現在ノ日本ノ六法全書ノ
 オチニ安イデアリマス。心ズ此ノ問題ハ組合ノ力ニ依ツテ解決シオケレバナラヌ。此ノ正當ナル
 要求ニ對シテハ我組合ノ凡ソモ様關ヲ利用シテモ之ヲ貫徹セシメマス故諸君モ團結ヲ鞏固
 ニシテテハナリマセン云々

以上

第161号

大正十一年三月二十二日

警視總監 大田政弘

日橋大五郎 名譽議長 次郎 殿

社會局長官 長尾隆一郎 殿

東京地方裁判官 藤幸正 殿

京都大坂兵庫神奈川

愛知福島千歳長野秋田

右 府 縣 長 官 殿

吉安製帽工場労働争議ニ關スル件 (第6報)

15.3.15
第161号